

## 災害時における学童保育所の対応ガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、各学童保育所の所在する地区に避難情報等が発令される等災害の危険がある場合において、利用児童、放課後児童支援員等の生命と身体の安全を守るために、八女市と各学童保育所運営事務局（以下「各運営事務局」という。）の対応について定めるものです。なお、災害には、風水害、地震、火災その他人命に危険が及ぶ可能性がある事象を含むものとします。

### 2 各運営事務局の対応

学童保育所の開所・休所等の判断については、『警戒レベル4（避難指示）』以上が発令された場合に、別表により対応することを基本とし、各学校の開校状況等を踏まえ、八女市と発令対象地区の各運営事務局で協議して決定します。ただし、特に必要があると認めるときは、避難情報等が発令されない場合であっても協議を行うものとします。また、緊急、かつ、やむを得ない場合は、各運営事務局の判断により休所等の措置がとれるものとし、緊急の措置を行った場合は、速やかに八女市に報告することとします。

### 3 八女市からの情報提供

避難情報等（警戒レベル）の発令状況その他災害に関する情報については、適時、一斉配信メール等により各事務局に通知します（翌日の開所等に影響のある情報については、その前日16時30分までを目途に通知します）。

### 4 休所等の判断に係る留意事項

休所等の判断に当たっては、総務省発出の「子育て支援に関する行政評価・監視」（3ページに抜粋掲載）の記載事項を勘案し、慎重に判断するものとします。

### 5 保護者への周知

- ・八女市は、各運営事務局及び各学童保育所を通して本ガイドラインの周知を行います。
- ・各運営事務局は、各学童保育所だより等により本ガイドラインの内容等について保護者への周知に努め、通常と異なる運営になる場合は、一斉配信メール等により速やかに保護者へ通知するものとします。
- ・各運営事務局は、緊急時の避難場所や避難経路、児童の引渡し方法等を定めておき、あらかじめ保護者への周知を図るものとします。

別表

【 平日 】

(1) 避難情報等発令時の対応

| 警戒レベル<br>(避難情報等)   | 時 点  | 学童保育所運営事務局の対応  |
|--------------------|--|--|
| 警戒レベル5<br>(緊急安全確保) | 小学校が終日休校になった場合、又は下校時間が繰上げになった場合<br>(例：13時下校) | 終日休所とし、保護者へ休所の連絡をする。   |
| 警戒レベル4<br>(避難指示)   | 開所時間中に発令<br>(例：17時に発令)                       | <p>【安全確保】<br/>速やかに適切な避難場所へ避難する。ただし、学童保育所内、又は他の避難場所の方が安全と判断した場合はその場所に避難する。</p> <p>【保護者への連絡】<br/>保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。</p> |

(2) 避難情報等解除後の対応

| 時 点                     | 学童保育所運営事務局の対応  |
|-------------------------|--|
| 開所時間中に避難情報が発令され開所時間中に解除 | 災害の状況に応じた保育(学童保育所内での保育、又は避難場所等での保育)を継続し、必要に応じて保護者へ「施設等の状況」を連絡する。 |

【 土曜日及び長期休業期間等 】

(1) 避難情報等発令時の対応

| 警戒レベル<br>(避難情報等)   | 時 点                          | 学童保育所運営事務局の対応  |
|--------------------|------------------------------|--|
| 警戒レベル5<br>(緊急安全確保) | 開所時刻までに発令、又は発令中<br>(例：5時に発令) | 終日休所とし、保護者へ休所の連絡をする。   |
| 警戒レベル4<br>(避難指示)   | 開所時間中に発令<br>(例：15時に発令)       | <p>【安全確保】<br/>速やかに適切な避難場所へ避難する。ただし、学童保育所内、又は他の避難場所の方が安全と判断した場合はその場所に避難する。</p> <p>【保護者への連絡】<br/>保護者へ「状況の連絡」と「安全を確保しつつできるだけ速やかなお迎えの依頼の連絡」をするよう努める。</p> |

(2) 避難情報等解除後の対応

| 時 点                     | 学童保育所運営事務局の対応  |
|-------------------------|--|
| 午前6時まで解除                | 開所(開所時間は各運営事務局の判断とし、通常と異なる場合は保護者へ連絡する。)                          |
| 午前6時から開所時間までに解除         | 原則開所(開所時間は各運営事務局の判断とし、通常と異なる場合は保護者へ連絡する。被災状況によっては休所。)            |
| 開所時間中に避難情報が発令され開所時間中に解除 | 災害の状況に応じた保育(学童保育所内での保育、又は避難場所等での保育)を継続し、必要に応じて保護者へ「施設等の状況」を連絡する。 |

## 《参考資料》

### ■放課後児童クラブ運営指針解説書（105 ページ）

○ 災害等が発生した場合には、子どもの安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。

災害等の発生時には、子どもの安全確保を最優先にし、迅速に避難行動を起こすことが重要です。市町村やメディア等から情報を収集し、市町村や運営主体の責任者と連絡をとりながら、災害等の状況に応じた適切な避難行動や、保護者をはじめとする各所への連絡等の対応をとることが求められます。

また、災害等発生時の開所・閉所の判断基準については、子どもの安全を最優先に考えて、あらかじめ市町村と協議して放課後児童クラブとしての方針を定め、その内容を連絡方法とともに保護者と共有しておく必要があります。

### ■子育て支援に関する行政評価・監視（117 ページ）

#### (1) 非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断の推進

##### 【制度等】

幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園の施設長又は設置者は、非常変災その他急迫の事情があるとき又は感染症の予防上必要があるときは、それぞれ学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条又は学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に「授業を行わないことができる」又は「学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とされている。

これに対し、保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設については、その施設長、設置者等が自然災害発生時又は感染症流行時に臨時休園を行うことができる旨を定めた法令はない。

厚生労働省では、保育施設等の役割が、家庭において必要な保育を受け難い乳幼児を預かることであることに鑑みると、臨時休園の判断は教育施設よりも慎重に行わなければならないものの、保育施設等であっても乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられていないとしている。

地震のように発生の予測が困難な非常事態がある一方、台風や大雨を伴う前線の接近、感染症の拡大等、発生が一定程度予測できる非常事態もあるため、臨時休園を迅速かつ適切に判断できるよう、臨時休園を行うための基準（以下「臨時休園の実施基準」という。）をあらかじめ設定しておくことは、日常と異なる環境下での保育に起因した事故の発生や感染拡大のリスクを避ける上で重要なものである。

現に、今般の平成30年7月豪雨においても、明確な臨時休園の実施基準のない状況で臨時休園に踏み切れず、乳幼児を受け入れた結果、乳幼児を連れて避難所まで移動した保育施設があったとされている。

## ■市民がとるべき行動

発令される警戒レベル(※1)ごとの市民がとるべき行動は下表のとおりです。

| 警戒レベル                        | 災害状況及び住民がとるべき行動                          | 八女市の避難情報等 |
|------------------------------|--|-----------|
| 警戒レベル5                       | 既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。      | 緊急安全確保    |
| <b>&lt;警戒レベル4までに必ず避難&gt;</b> |  |           |
| 警戒レベル4                       | 人的被害の発生する危険性が(非常に)高いため、避難行動をとる。          | 避難指示      |
| 警戒レベル3                       | 人的被害の発生する可能性が高いため、要配慮者(乳幼児等)とその支援者は避難する。 | 高齢者等避難    |
| 警戒レベル2                       | 避難に備え自らの避難行動を確認する。                       |           |
| 警戒レベル1                       | 災害の心構えを高める。                              |           |

※1 **警戒レベル1・2は気象庁が、警戒レベル3から5は八女市が発表(発令)します。**

※2 乳幼児とその支援者は『警戒レベル3(高齢者等避難)』が発令された時点で避難行動をとるべきとされていますが、学童保育所については、原則として『警戒レベル4(避難指示)』以上の発令をその対象とします。